

フランス憲法院の改革

中 村 義 孝*

目 次

序

1. フランスの司法権の伝統
 2. これまで指摘されていた憲法院の問題点
 3. 憲法院の構成
 4. 憲法院裁判官の任命権者
 5. 憲法院の権限
 6. 2008年の憲法改正と2009年の憲法院についての組織法律の改正
- 結

序

ほとんどの現代国家においては、国家権力は分立している。しかし分立の具体的なあり方は、必ずしも同一ではない。もちろんフランスにおいても、国家権力は立法、行政、司法の三権に分立しているが、三権相互の関係については非常に独特である。フランスの司法権は、それが及ぶ範囲は狭く限定されていて、立法権にも行政権にも干渉することはできない。

フランスの裁判機関には3系統ある。司法機構に属する司法裁判機関、行政機構に属する行政裁判機関、それと憲法院、高等法院、共和国司法院、司法官職高等評議会の憲法上の特別な裁判機関である。

司法機構に属する司法裁判機関には、破棄院（Cour de cassation）を頂点として民事、刑事の普通法上の裁判機関と商事裁判所、労働審判所、少

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

年裁判所、未成年者重罪院などの特別裁判機関がある。

行政機構に属する行政裁判機関には、コンセイユ・デタ (Conseil d'État) を頂点として行政控訴院、行政裁判所、会計検査院などの行政裁判機関がある。

フランスの司法裁判機関は、立法にも行政にも介入できないという伝統がある。司法権の活動領域は狭い枠に閉じ込められていて、司法裁判機関は法律の合憲性を審査する権限をもっていない。フランス革命以降1958年憲法の制定まで、法律の合憲性を審査する機関は設置されていなかった。

それには一定の歴史的な理由があるが、そのことについては本文で触れる。

本稿では、フランスの裁判制度 (司法制度ではない) の中での憲法院 (Conseil Constitutionnel) の問題に限って、特に2008年の憲法改正とそれを受けた憲法院についての組織法律に関する1958年11月7日のオルドナンス (Ordonnance du 7 novembre 1958 portant loi organique sur le Conseil constitutionnel) (本稿では「憲法院についての組織法律」と呼ぶ) の2009年の改正とについて取り上げる。旧稿 (立命館法学336号92頁から101頁) では、この問題について不十分な検討しかしていなかったので、改めて最新の改革について論じる。

1958年憲法によって、フランスで始めて法律の合憲性審査権をもった憲法院が創設されたが、それまでは法律の合憲性を審査する裁判機関はフランスにはなかった。1946年憲法が設置していた憲法委員会 (Comité constitutionnel) は、法律と憲法の整合性を審査し、法律に適合しない憲法規定を改正するための機関であった (1946年憲法91条から95条)。

フランスでは、法律の合憲性審査権は憲法院だけがもっている。この点では、日本の制度と著しい違いがある。日本の場合は、すべての裁判所が違憲法令審査権をもっている (日本国憲法81条)。

憲法院は、パリの中心部にあるパレ・ロワイヤル (Palais-Royal) の中にコンセイユ・デタと同じ建物に設置されている。

憲法院のインターネットサイトは、www.conseil-constitutionnel.fr である。

1. フランスの司法権の伝統

フランスの司法権は立法権にも行政権にも介入することはできないという伝統がある。司法権は非常に狭い枠に閉じ込められている。このことはフランス革命期からの伝統である。何故そのような伝統が出来上がったのかというと、絶対王政期にパルルマン（Parlement：高等法院）がもつようになった権限に関係している¹⁾。

パルルマンの歴史は、12世紀の初めに王国の重要な問題を慣習に従って処理するために有力な聖職者と俗人で構成されていた国王の諮問機関としての王会（cour du roi）に始まる。王会は、政治・行政・司法の機能を含むかなり広範な権限をもっていた。王権が伸張し、王会で解決しなければならない問題が増加してくる13世紀後半になると、司法の専門機関としてのパルルマンが王会から分化した。

王国の裁判機関の頂点にあったパルルマンは、最初はパリだけに設置されていたが、治安の悪さや交通手段の未発達などから、裁判を受ける地方の人々にとってはパリだけでは非常な不安や不便があった。1789年の時点では全国の13地域にパルルマンが設置されていた²⁾。

パルルマンは、王国の司法機関の頂点に立っていて、民事、刑事、行政事件を終審として裁判する権限、一般的な効力をもった法規的判決をする権限、国王立法（王令）を登録する権限やさらに国王に対して強く意見を申し上げることができる建白の権限をもっていた。

王令の登録権とは、国王の立法を執行するためにはその立法をパルルマンの登録簿に登録しなければならないという権限である。パルルマンは、この権限を用いて王令の登録を拒否することがあった。

建白権は、国王が政策や王令を決定する際に、パルルマンが国王に対し

て強く意見を述べることができる権限である。

終審としての裁判権以外の法規的判決の権限、王令の登録権、建白権は、司法機関に固有の権限ではなく、立法機関、行政機関が行使する権限である。

司法の専門機関であるパルルマンは、次第にこのように強大な権限をもつようになり、フランス革命の直前には国家の租税制度の改革に対して激しく抵抗した。この抵抗を打破するために試みられた司法改革もパルルマンの抵抗で実現できず、結局フランス革命の勃発へとつながって行くことになる。

国王の補佐機関であったパルルマンが、司法権の枠を越えて立法権、行政権を侵害して王権と対立したことに対する反省から、フランスに独特の司法権理論が作られ、それがフランスの伝統として今日まで続いている³⁾。

フランス革命の直後に制定された1790年8月16日=24日の司法組織に関する法律は、「裁判所は、直接的にも間接的にも、立法権の行使に関与することはできず、また国王によって裁可された法律の執行を妨げまたは停止させることもできない。これを行ったときは瀆職罪となる」(第Ⅱ編10条)と規定して、上の理論を法律によって明確にした。

この法律に続いて制定された1791年憲法が定めていた司法権は次のとおりであった。「司法権は、いかなる場合においても、立法府によっても国王によっても行使されない」(Ⅲ編Ⅴ章1条)。これは、司法権が立法権と行政権から独立していることを明確にしている規定である。しかし同時に、「裁判所は、立法権の行使に関与することも法律の執行を停止させることもできず、また行政機能を侵害することもできず、行政官をその職務を理由として裁判所に召喚することもできない」(Ⅲ編Ⅴ章3条)と先の司法組織に関する法律と同一内容の規定を繰り返して定めて、司法権が及ぶ範囲を限定した。

権力分立のもとでのフランスの司法権の機能は純粋に司法裁判という狭

い枠内に閉じ込められ、司法権は立法や行政に関する問題には一切関与できない。裁判権は司法裁判権と行政裁判権に分離されているし、フランスの伝統的な理論からは司法裁判所も行政裁判所も法律の合憲性審査権をもっていない。

- 1) cf. Albert Soboul: 〈Précis d'histoire de la Révolution française〉 (éditions sociales, 1975) p. 70-72.
cf. Albert Soboul: 〈La civilisation et la Révolution française I La crise de l'ancien régime〉 (Arthaud, 1978) p. 241 et suiv.
cf. Roger Perrot: 〈Institutions judiciaires〉 (Montchrestien, 13 édition) p. 23 et suiv.
オリヴィエ・マルタン著、堀 浩訳『フランス法制史概説』（創文社、昭和61年）333頁以下および820頁以下参照。
- 2) cf. Albert Soboul: 〈La civilisation et la Révolution française I La crise de l'ancien régime〉 (Arthaud, 1978) p. 257.
- 3) cf. Jacques Godechot: 〈Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire〉 (Presses Universitaires de France, 1968) p. 150 et suiv.
cf. Maurice Deslandres: 〈Histoire constitutionnelle de la France〉 (Duchemin) p. 121 et suiv.
cf. Roger Perrot: ibid.

2. これまで指摘されていた憲法院の問題点

フランスにおいて、主として法律の合憲性を審査する機関として創設された憲法院の問題点とされていたのは、憲法院裁判官の任命権者に関する問題、憲法院への合憲性審査請求権者が限定されているという問題、憲法院での法律の合憲性審査が事前審査に限られているという問題であった。

憲法院裁判官の任命権者について。

憲法院裁判官の任命権者は、共和国大統領、国民議会（Assemblée nationale）議長、セナ（Sénat）¹⁾ 議長の三者である。2008年の憲法改正以前は、この三者が完全な自由裁量によって裁判官を任命していた。憲法院と政治勢力との結びつきが問題とされ、憲法院の判断が政治よりになる恐れが指摘されていた。2008年7月23日の憲法的法律第2008-724号46-1条

(article 46-1 de la loi constitutionnelle no.2008-724 du 23 juillet 2008) による憲法改正（憲法56条）によって、これまでの任命権者の自由裁量に対して国会によるコントロールが加えられることになったが、それでこの点での問題がすべて解決されたわけではない。この問題については、4. の任命権者のところで改めて述べる。

憲法院への審査請求権者について。

憲法院に法律の合憲性審査を請求できる者は、1974年までは共和国大統領、首相、両院議長の四者に限られていた。1974年10月29日の憲法的法律第74-904号によって憲法が改正され（憲法61条2項）、この四者だけではなく60人の国民議会議員と60人のセナ議員も法律の合憲性審査を請求できることになった。しかし請求権者は拡大したけれども、依然として政治にかかわる者でなければ法律の合憲性について憲法院に審査請求できないのはやはり問題があると1974年以後も指摘され続けていた。一般の国民には審査請求権が認められていなかったからである。この問題については、1989年に当時の大統領フランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）が、すべてのフランス人に審査請求権が認められるようにするために憲法改正を考えたが実現しなかった²⁾。2008年の憲法改正（憲法61-1条）とそれを受けた2009年12月10日の組織法律第2009-1523号による憲法院についての組織法律の改正により、組織法律第II-2章（23-1条から23-12条）が新設追加されて、一般の訴訟当事者にも法律の合憲性審査請求権が認められることになった。この問題については、6. の2008年の憲法改正と2009年の憲法院についての組織法律の改正のところで述べる。

憲法院での法律の合憲性審査が事前審査に限られていたことについて。

フランスの法律には憲法としての効力をもった憲法的法律（loi constitutionnelle）、公権力の組織と運営について定めている組織法律（loi organique）、それに通常法律（loi ordinaire）がある。

組織法律は審署（promulgation：法律が憲法規定に従って成立したことを認め、それに執行力を与える大統領の行為）前に必ず憲法院の審査に付

されなければならない（憲法61条1項）。

通常法律は、やはり審署前に、大統領、首相、国民議会議長、セナ議長、60人の国民議会議員または60人のセナ議員の審査請求があった場合に限って憲法院の事前審査に付される（憲法61条2項）。この点では現在も変わりはない。この任意的審査の場合に、いずれの審査請求権者からも審査請求がなされなかったときは、憲法院による合憲違憲の判断なしにその通常法律は施行されることになる。後になって、審査を受けなかった通常法律に憲法違反の条項が含まれていることが判明したらどうなるのかという問題があった。事前に憲法院の合憲性審査を受けなかった憲法違反の条項をもつ法律の施行により自由や権利を侵害された国民は、その法律の施行後に法律の違憲性を争うことができないという問題である。

この問題に関して憲法院は、1985年と1999年に条件付きで事後審査の可能性を認める判決を下した。1985年1月25日の判決³⁾は、ニュー・カレドニア（Nouvelle Calédonie）の緊急事態と従属関係に関する法律に対する60人の国民議会議員と60人のセナ議員の審査請求にもとづくものであった。憲法院は、この判決で、既に審署された法律を改正し、補充し、適用領域に影響を及ぼす新しい法律に対する審査の際に、既に審署されていた法律を憲法院が事後審査できることを認めた。1999年3月15日の判決⁴⁾は、ニュー・カレドニアに関する法律に対する首相の審査請求にもとづくものであった。この判決は、1985年1月25日の判決による事後審査の可能性を確認している。憲法院はこのように一定の条件のもとで事後審査を認めるようになったが、依然として事前審査が原則であった。

この問題については、2008年の憲法改正により憲法61-1条が新設追加され、それを受けて2009年12月10日の組織法律第2009-1523号による憲法院についての組織法律の改正により、組織法律の第Ⅱ-2章（23-1条から23-12条）が新設追加されて、事後審査しかも国民が審査請求できることが認められるようになった。この問題に関しては、6. の2008年の憲法改正と2009年の憲法院についての組織法律の改正のところで改めて述べる。

- 1) フランスの国会は国民議会とセナの 2 院で構成されている。Sénat は日本では元老院と訳されているが、現在のフランスには元老はいない。従って、本稿では Sénat をフランス語読みそのままセナとする。
- 2) Dominique Rousseau: 〈Droit du contentieux constitutionnel〉 (Montchrestien, 9 édition) p. 40.
- 3) Décision no. 85-187 DC du 25 janvier 1985.
- 4) Décision no. 99-410 DC du 15 mars 1999.

3. 憲法院の構成

憲法院は、任命制の裁判官 9 人と大統領経験者である当然の裁判官で構成される（憲法56条 1, 2 項）。任命制の 9 人の裁判官については、大統領、国民議会議長、セナ議長がそれぞれ 3 人ずつ任命し、任期は 9 年で再任はされず、3 年ごとに 3 分の 1 ずつ改選される。（憲法56条 1 項）。

1958年に憲法院が創設されたときは、任命制の裁判官全員の任期が 9 年ではなかった。任期 3 年の裁判官が 3 人、6 年任期の裁判官が 3 人、9 年任期の裁判官が 3 人であった。共和国大統領、国民議会議長、セナ議長が、それぞれの任期の裁判官を 1 人ずつ任命した（憲法院についての組織法律 2 条）。裁判官の任期途中に欠員がでたときは別であるが、3 年ごとの 3 分の 1 改選に際しては、原則として、3 人の任命権者は裁判官を 1 人ずつ任命することになる。

院長は、大統領が任命制の裁判官または当然の裁判官の中から任命する（憲法56条 3 項、憲法院についての組織法律 1 条 2 項）。憲法院の創設以来、大統領経験者である当然の裁判官が院長に任命されたことはない。

憲法院裁判官の任命は 3 年ごとの 2 月末に行われる¹⁾。

9 年の任期満了前に死亡や辞職によりその職務を終えた裁判官の交替として憲法院の裁判官に任命された者は原則として前任者の残任期間を務めるのであるが、前任者の交替として憲法院裁判官の職に就いた者の勤務が 3 年未満であったときは、交替として任命された裁判官はその任期終了後、再び憲法院裁判官として 9 年の任期で任命され得る（憲法院について

の組織法律12条)。

憲法院裁判官 Henri REY は1971年3月に任務に就き任期は1980年までであったが、1977年10月に死亡。その交替として1977年に任命された Louis JOXE は、前任者の任期であった1980年まで憲法院の裁判官を勤めた後さらに9年間、合計して12年間、憲法院の裁判官を務め、退職時には88歳であった²⁾。

憲法院の裁判官に任命された者は、職務に就く前に共和国大統領の前で「正確に且つ忠実にその職務を遂行し、憲法を遵守して全く公平な立場でその職務に従事し、合議および票決の秘密を守り、いかなる公的な立場もとらず、憲法院の権限に属する問題についてはいかなる意見も述べないこと」を宣誓し、宣誓書が作成される（憲法院についての組織法律3条）。

憲法院は、院長または院長に差し支えがあるときは最年長者の召集にもとづいて開催される（憲法院についての組織法律13条）。

憲法院の判決および答申は、少なくとも7人の裁判官によって行われる（憲法院についての組織法律14条）。

憲法院の判決には理由が付され、判決は官報（Journal Officiel : JO と略記される。なお1981年からは Journal Officiel de la République française : JORF と略記という表現も多く使われている）に公表される（憲法院についての組織法律20条）。憲法院の判決をみると、先ず判決理由が述べられていて、最後に判決主文が記されている。

憲法院の裁判官にはいくつかの職務との兼職が禁止される。憲法院裁判官の職務は、政府の構成員の職務または経済、社会および環境評議会（Conseil économique, social et environnemental）議員の職務、選挙によって任命されるすべての職務とは兼任できない（憲法院についての組織法律4条1項）。逆の場合、すなわち政府構成員や経済、社会および環境評議会議員または選挙によって正式に任命されていた者が、憲法院裁判官に任命された場合、任命の公示の日から1週間以内に反対の意思を表明しなかったときは、憲法院裁判官の職務を選んだものとみなされる（憲法院に

ついでに組織法律 4 条 2 項)。また、憲法院裁判官が、政府の職務に任命され、経済、社会および環境評議会議員に任命され、選挙によって任命される職務を受け入れた場合は、憲法院の職務については交替される（憲法院についての組織法律 4 条 3 項）。さらに、国会議員にも兼職禁止規定があり、その禁止規定は憲法院の裁判官にも適用される（憲法院についての組織法律 4 条 4 項）。国会議員の兼職禁止については組織法律が定める（憲法 25 条 1 項）ことになっており、選挙法典についての組織法律 L.O.141 条、L.O.141-1 条、L.O.297 条が兼職禁止の職を規定している。それによれば、国会議員は市長 (maire)、州議会議長 (président de conseil régional)、州議会議員 (conseiller régional)、県議会議長 (président de conseil général)、県議会議員 (conseiller général)、パリ市議会議員 (conseiller de Paris) などの職務を二つ以上兼ねることはできず、またヨーロッパ議会議員 (représentant au Parlement européen) の職を兼ねることもできない。これらの規定が憲法院裁判官にも適用されることになる。

1) Dominique Rousseau : op., cit., p. 59, note 32.

2) 憲法院の公式サイトから Les membres du Conseil constitutionnel depuis l'origine, Par ordre chronologique より。

cf. Dominique Rousseau : op., cit., p. 66 の表および p. 71, note 51.

4. 憲法院裁判官の任命権者

憲法院裁判官の任命権者は、共和国大統領、国民議会議長、セナ議長の 3 人である。2008 年の改正までは、憲法は憲法院裁判官の任命について年齢や職業などいかなる条件も定めていなかった。従って、国家の政治にかかわる主要な 3 人が、自分たちの政治家の個人的友人 (amis politiques personnels) を任命する自由をもっていたわけであり、これに対しては多くの批判があった¹⁾。一言でいえば「憲法院の政治化」ということである。1959 年から 2010 年までに 70 人が憲法院裁判官に任命されているが、そ

の中で大臣や国会議員などとして政治活動に携わっていなかった者は17人だけである²⁾。

先に述べたこれまで指摘されていた問題点の解決のために、2008年に憲法が改正された。2008年の憲法改正は、こういった政治との結びつきに終止符を打とうとしている。3人の任命権者は、これまでのように全く個人の自由裁量だけで憲法院裁判官を任命することはできなくなった。すなわち、憲法院裁判官の任命について国会による統制が導入されたからである。

大統領の任命権については、憲法13条5項が規定している。その規定によれば、大統領は、国民議会とセナのそれぞれの権限のある常任委員会（*commission permanente compétente*）の公的答申がなければ憲法院裁判官の任命権を行使できないし、二つの常任委員会での反対票が合算して投票数の5分の3以上であれば、大統領は任命を行うことができない。その場合は、大統領は別の候補者を探さなければならないことになる。

国民議会議長およびセナ議長の任命権については、憲法56条1項が13条5項の手続きを適用しているから、両院議長とも国民議会とセナのそれぞれの権限のある常任委員会の公的答申がなければ憲法院の裁判官を任命できないことになった。

任命権者はこれまでと違って、全くの自由裁量では憲法院裁判官の任命はできなくなったが、非常に重要な権限を行使する憲法院の裁判官の任命に関わることができるのは依然として立法権限を行使することができる大統領と両院議長だけである。立法に携わる者が自分たちの作った法律の合憲性を審査してもらう判定者を選ぶということは、一応論理的な理由があるとも考えられる。しかし、たとえ国会による統制が加えられるとしても、任命権者が大きな政治的権力をもった3人だけであるということは、やはり憲法院と政治の結びつきという点では問題があるといえるのではなかろうか。この点では、まだ改革の余地があるといえよう。

憲法院以外の裁判官の任命は、裁判官、検察官、弁護士、国会にも司法

機構にも行政機構にも属さない適任者などで構成される合議体としての司法官職高等評議会 (Conseil supérieur de la magistrature) が行う (憲法65条)³⁾。

- 1) cf. Dominique Rousseau : op. cit. p. 59.
- 2) cf. Dominique Rousseau : op. cit. p. 64 から p. 69 の表。
- 3) 1958年憲法 (現行憲法) 第Ⅶ章〈司法権について〉

第64条 共和国大統領は、司法権独立の保障者である。

共和国大統領は、司法官職高等評議会により補佐される。

組織法律が、司法官 (magistrat) の身分規程を定める。

裁判官 (magistrat du siège) は罷免されない。

第65条 司法官職高等評議会は、裁判官に関して権限をもつ組織と検察官 (magistrat du parquet) に関して権限をもつ組織で構成される。

裁判官に関して権限をもつ組織は、破棄院院長 (premier président de la Cour de cassation) が主宰する。この組織は、そのほかに 5 人の裁判官、1 人の検察官、コンセイユ・デタによって任命される 1 人のコンセイユ・デタの裁判官、1 人の弁護士、国会にも司法機構にも行政機構にも属さない 6 人の適任者で構成される。共和国大統領、国民議会議長およびセナ議長がそれぞれ 2 人の適任者を任命する。13条 5 項に定められた手続きは、適任者の任命に適用される。両院議長による任命は、当該院の権限をもった常任委員会の意見に従う。

検察官に関して権限をもつ組織は、破棄院検事長 (procureur général près la Cour de cassation) が主宰する。この組織は、そのほかに 5 人の検察官、1 人の裁判官、前項で定められたコンセイユ・デタの裁判官、1 人の弁護士、前項で定められた 6 人の適任者で構成される。

裁判官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、破棄院裁判官、控訴院院長、大審裁判所所長の任命について提案を行う。そのほかの裁判官は、この組織の一致した意見にもとづいて任命される。

検察官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、検察官の任命について意見を述べる。

裁判官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、裁判官の懲戒委員会として裁判する。その場合、その組織には、2 項で定められた構成員のほかに、検察官に関して権限をもつ組織に属する裁判官を加える。

検察官に関して権限をもつ司法官職高等評議会の組織は、検察官に関する懲戒罰について意見を述べる。その場合、その組織には、3 項で定められた構成員のほかに、裁判官に関して権限をもつ組織に属する検察官を加える。

司法官職高等評議会は、64条により共和国大統領が求めた意見に答えるために全体組織に召集される。司法官職高等評議会は、全体組織において、司法官の倫

理に関する問題ならびに司法大臣が付託する司法機能に関する問題について判断する。全体組織は、2項の5人の裁判官のうち3人、3項の5人の検察官のうち3人、および2項のコンセイユ・デタの裁判官、弁護士、6人の適任者で構成される。全体組織は、破棄院院長が主宰し、破棄院検事長が代理することができる。

司法大臣は、懲戒に関する問題を除き、司法官職高等評議会の審議に参加することができる。

裁判を受けることができる国民は、組織法律が定める条件で、司法官職高等評議会に提訴することができる。

組織法律が、本条の適用条件を定める。

第66条 何人も恣意的に勾留されることはない。

司法権は、個人の自由の擁護者であり、法律に定められた条件でこの原則の遵守を保障する。

第66-1条 何人も死刑を宣告されることはない。

5. 憲法院の権限

憲法院は多くの権限をもっているが、その中で最も重要な権限は、法律の合憲性審査権である。法律は原則として国会で可決されて成立するが、フランスの場合は、国会の決議によらないで大統領の提案または国会議員の5分の1の発議によって法案を直接に国民投票にかけて法律を成立させる方法がある（憲法11条）。

法律の事前の合憲性審査には必要的審査と任意的審査の2種類がある。

必要的審査の場合は、審査請求権者の請求がなくても必ず憲法院の審査に付されなければならない。

必要的審査に付されるのは、組織法律、憲法11条の国民投票に付される法案、国会の議院規則である（憲法61条1項）。

公権力の組織と運営について定める組織法律は、審査請求権者である大統領、首相、国民議会議長、セナ議長、60人の国民議会議員とセナ議員による請求がなくても、法律が国会で採択されて成立したら、審署前に必ず憲法院で審査されなければならない。この場合は、首相が組織法律を憲法院に送り、必要な場合には送り状に緊急であることが明示される（憲法院

についての組織法律17条1項)。

憲法11条が定めている国民投票に付される法案は国民投票に付される前に、また国会の議院規則は適用前に、必ず憲法院の審査に付されなければならない(憲法61条1項)。いずれかの院が採択した議院規則および議院規則の改正は、院の議長によって憲法院に送られる(憲法院についての組織法律17条2項)。

任意的審査は、審査請求権者からの審査請求があった場合に限って憲法院が審査する。任意審査は通常法律の場合に適用される(憲法61条2項)。国会議員の発議で法律が憲法院に付託されるときは、国民議会議員またはセナ議員60人の署名がある書面によって審査請求がなされる(憲法院についての組織法律18条1項)。

合憲性審査の期間は、必要的審査の場合も任意的審査の場合も、原則は1カ月であるが、政府の請求により緊急であると明示されたときはその期間は1週間に短縮される(憲法61条3項)。

憲法院での合憲性審査の期間中は、大統領は法律を審署することはできず従ってその法律の執行は不可能である。

審査請求を受けた法律が憲法に違反しないことを確認した憲法院の判決が官報に公表されたら審署期間の停止は終了する(憲法院についての組織法律21条)。

逆に審査請求を受けた法律が憲法に違反する規定を含んでいると憲法院が判決したときには、二つの結果に分かれる。全体違憲と一部違憲で、大統領が採るべき方法には2種類ある。

憲法院が、審査請求を受けた法律が憲法に違反する規定を含んでいて且つその規定が法律全体と不可分であると判決したときは、大統領はその法律を審署することはできない(憲法院についての組織法律22条)。

憲法院が、審査請求を受けた法律が憲法に違反する規定を含んでいると判決したが、その規定が法律全体と不可分であるとは確認しなかったときは、大統領はその規定を除いて法律を審署することができるし、または両

院に対して新たな審議を要求することができる（憲法院についての組織法律23条1項）。

憲法院が議院規則が憲法に違反する規定を含んでいると判決したときは、それを可決した院はその規則を適用することはできない（憲法院についての組織法律23条2項）。

憲法61条を根拠として憲法違反と判決された規定は、審署されることもできず、また執行されることもできない（憲法62条1項）。

憲法院の判決は、いかなる上訴にも服さないし、また公権力、すべての行政機関および司法機関に対して遵守が義務付けられる（憲法62条3項）。

条約の合憲性審査については、憲法54条が定めている。審査請求を受けた憲法院が、フランスが批准しようとする国際協定に憲法違反の条項が含まれていると判決したときは、協定に合致するように憲法を改正した後でなければ、その国際協定を批准しまたは承認することはできない（憲法54条）。フランスは、ヨーロッパ連合条約を批准するために1992年6月に憲法を改正し、フランス国籍をもたないフランスに居住するヨーロッパ連合市民にもフランスの地方自治体の議員についての選挙権と被選挙権を認めた（憲法88-3条）のは有名である。

この国際協定は、他の当事国においても適用されることを条件として、国内的には法律に優先する権威をもつとされている（憲法55条）。日本と大いに違って、非常に明確である。

法律の合憲性を判断する基準は、学説上合憲性ブロック（bloc de constitutionnalité）と呼ばれている。かつては、憲法院が合憲性の判断基準として認めていたのは現行憲法本文だけであった。

フランスの現行憲法には、日本国憲法と異なっていて、体系的な人権保障規定が定められていない。人権は、抽象的な形で現行憲法前文が保障しているだけである¹⁾。従って、合憲性判断の基準が憲法本文だけは人権を保障するには不十分である。

1971年7月の憲法院判決は判決理由の中で「憲法、特に憲法前文に鑑み

て」と述べて憲法前文も重要な合憲性判断の基準であることを認めた²⁾。それ以後は合憲性ブロックには、現行憲法本文および前文、前文の中に規定されている1789年人権宣言³⁾、1946年憲法前文⁴⁾とその前文の中に定められている共和国の諸法律によって認められている基本的諸原則や現代特に必要とされる政治的、経済的、社会的諸原則、さらに2005年の憲法改正により2004年に制定された環境憲章 (La Charte de l'environnement de 2004) が含まれている⁵⁾。これらすべての規定が合憲性ブロックを構成している⁶⁾。

憲法院の最も重要な役割は、上で述べた法律の合憲性審査を行うことであるが、憲法院はそれ以外にも重要な役割を担っている。

一つ目は、国民議会議員およびセナ議員の選挙争訟に関する権限である。

憲法院は、争訟がある場合は、国民議会議員およびセナ議員の選挙の適法性について判決する (憲法59条)。国民議会議員およびセナ議員の選挙については、選挙結果の公表から10日以内に、憲法院に異議申し立てをすることができる。この異議申し立ての権利は、選挙が行われた選挙区の選挙人名簿に登録されている選挙人と立候補の届け出で行った候補者にある (憲法院についての組織法律33条)。異議申し立てについては、憲法院事務総局 (secrétariat général du Conseil) または国家の代表 (représentant de l'État : 海外領土の場合) に宛てた書面による申請によらなければ、憲法院は異議申し立てを受理しない (憲法院についての組織法律34条)。申請書には、申請人の氏名、身分、異議が申し立てられている選挙の当選人の氏名、採用される無効の理由が記されていなければならない、申請人は無効理由を主張する証拠を申請書に添付しなければならない (憲法院についての組織法律35条)。選挙争訟のために、憲法院の中にくじで任命される3人の裁判官で構成される三つの部が設置される。大統領により任命された裁判官、国民議会議長により任命された裁判官、セナ議長により任命された裁判官の間でそれぞれ別にくじを引く。さらに憲法院は、コンセイ

ユ・デタの調査官 (maître des requêtes), 会計検査院の調査官 (conseiller référendaire) の中から10人の報告担当補佐官 (rapporteur adjoint) の名簿を作る (憲法院についての組織法律36条)。憲法院は、申請を受理した後、その審査を憲法院裁判官の3人で構成される一つの部に委ね、報告担当補佐官の中から1人の報告者を任命する (憲法院についての組織法律37条)。部は担当した事件の予審を行い、憲法院に伝えることになるが、憲法院は事前の対審による予審を行わずに理由を付した判決によって受理できない申請または明らかに選挙結果に影響を及ぼさない申請理由しか含んでいない申請を却下することができる (憲法院についての組織法律38条)。その他の場合は、憲法院の見解は、異議を申し立てられた国会議員ならびに必要な場合にはその交替者に伝えられる (憲法院についての組織法律39条)。憲法院は、異議申し立てを受けた事件の判決のために、あらゆる問題および申請に際して提出された異議申し立てを審理する権限をもっているが、この場合、その判決は異議申し立てを受けた選挙に限って法的効力をもつ (憲法院についての組織法律44条)。

二つ目は、大統領選挙に関する権限である。

憲法院は、共和国大統領の選挙の適法性を監視する (憲法58条)。大統領選挙に関する権限については、憲法7条、憲法院についての組織法律30条、31条および共和国大統領の選挙に関する組織法律が定めている。憲法が定めている大統領選挙に関する憲法院の権限は次のとおりである。新しい大統領の選挙は、現大統領の任期満了前35日から20日の間に行われる (憲法7条3項)。大統領が空席のとき、または政府の申し立てにもとづいて憲法院が大統領の障害を確定的に宣告したときは、空席の開始または確定的な障害の宣告後20日から35日の間に新しい大統領の選挙が行われる (憲法7条5項)。立候補の届け出締め切り前30日以内に、立候補の決意を表明した候補者の1人が届け出期限の7日前までに死亡または障害があるとされたときは、憲法院は選挙の延期を決定することができる (憲法7条6項)。大統領の選挙には2回投票制が採られている (憲法7条1項)。

第 2 回目の投票は、第 1 回目の投票で多数票を獲得した 2 人の中での決選投票である。第 1 回投票前に、立候補者の 1 人が死亡したときまたは障害があるとされたときは、憲法院は選挙の延期を宣告する（憲法 7 条 7 項）。立候補者の辞退前に、第 1 回投票で最多数の得票を獲得した 2 人の立候補者のうち 1 人が死亡したまたは障害があるとされたときは、憲法院は選挙手続き全体を新たにやり直すべきことを宣告する（憲法 7 条 8 項）。憲法 7 条に定められた場合において、共和国大統領の障害を確認することについて憲法院が政府により付託されたときは、憲法院は構成裁判官の絶対多数で判決する（憲法院についての組織法律 31 条）。

三つ目は、国民投票（référéndum）の実施に関する権限である。

憲法院は、憲法 11 条（法案の国民投票）、89 条（憲法改正の国民投票）、および第 IV 章（ヨーロッパ連合にかかわる規定で 88-1 条から 88-7 条まであるが、国民投票については 88-5 条：ある国家のヨーロッパ連合への加盟に関する条約の批准を承認する政府提出法案は、大統領により必ず国民投票にかけられる）に定められた国民投票の実施の適法性を監視し、投票結果を公表する（憲法 60 条）。大統領は、国会の採決によらないで、政府提出法案（projet de loi）を直接国民投票に付す権限もっている。大統領は一種の立法権もっているといえることができる。憲法 11 条 1 項は「共和国大統領は、国会の会期中は政府の提案にもとづいてまたは官報に公示された 2 院の共同提案にもとづいて、公権力の組織を対象とする、国家の経済政策、社会政策または環境政策に関する改革を対象とする、それに協力する公益事業についての改革を対象とする、または憲法に違反しないが諸制度の運営に影響を及ぼす条約の批准を承認しようとするすべての政府提出法案を国民投票に付すことができる」と定めている。「1 項が定めている対象に関する国民投票は、国会議員の 5 分の 1 の発議によっても行うことができ選挙人名簿に登録されている選挙人の 10 分の 1 の賛成によって支持され得る。この国会議員による発議は、議員提出法案（proposition de loi）の形式をとり、1 年以内に審議された立法規定の廃止を目的とするこ

とはできない」（憲法11条3項）。「それを提出する条件および憲法院が11条3項の規定の遵守を点検する条件は、組織法律によって定められる」（憲法11条4項）。11条で定められた法案は、国民投票に付される前に、必ず憲法院の審査を受けなければならない、憲法院はその法案の合憲性について判決を下す（憲法61条1項）。憲法院は、国民投票実施の組織について政府により諮問を受ける（憲法院についての組織法律46条）。憲法院は、権限をもった大臣の同意を得て、司法機構または行政機構の裁判官の中から選ばれ、現場で国民投票の実施を監視する任務をもった1人または複数の代表者を任命することができる（憲法院についての組織法律47条）。憲法院は、すべての異議申し立てを審査し、最終的に解決する（憲法院についての組織法律50条1項）。憲法院は、国民投票の実施の進展において違反の存在を確認したときは、その違反の性質と重大性を考慮して、その実施を継続すべきかまたはそのすべてもしくは一部を無効と宣告すべきか評価する（憲法院についての組織法律50条2項）。憲法院は、国民投票の結果を公表する（憲法院に関する組織法律51条）。

四つ目が、大統領が行使する緊急措置権について、大統領の諮問に対する憲法院の答申である。

憲法16条1項は「共和国の諸制度、国家の独立、領土の完全性または国際協定の実施が重大な且つ差し迫った方法で脅威にさらされ、憲法上の公権力の適正な運営が妨害されるときは、共和国大統領は、首相、両院議長、憲法院に正式に諮問した後、その状況が必要とする措置を講じる」と定めている。「大統領からこの諮問がなされたときは、直ちに憲法院が召集される」（憲法院についての組織法律52条）。その後、「憲法院は、遅滞なく大統領に答申を伝える」（憲法院についての組織法律54条）。

以上のほかにも憲法院は政府と国会の間での不一致に裁定を下す次のような役割もっている。

最初は、法律をデクレ（décret）によって修正する場合の憲法院の役割である。

憲法34条は、法律で規定すべき多くの事項を限定的に定めている。これは法律事項 (domaine de la loi) と呼ばれている。例えば公民権 (droits civiques), 国籍 (nationalité), 人の身分と能力 (l'état et la capacité des personnes), 夫婦財産制 (régimes matrimoniaux), 重罪と軽罪 (crimes et délits) の決定, 国会の選挙制度 (régime électoral des assemblées parlementaires) など多くのことが法律事項に属する。

法律事項に属する事項以外のもは命令の性質をもち (憲法37条), それは命令事項 (domaine du règlement) と呼ばれる。命令事項は行政権の専権事項である。法律事項については, 国会の委任によって, オルドナンス (ordonnance) の形式で例外的に立法権限が政府に認められる (憲法38条)。命令事項について介入する立法形式の条文は, コンセイユ・デタの意見を聴いた後, デクレによって修正され得るが, 憲法院が命令の性質を有すると宣告したときでなければ, デクレによる修正はできない (憲法37条)。

次に, 政府提出法案についての政府と両院議長会議 (Conférence des présidents) の間での不一致の場合に憲法院が果たす役割である。

政府提出法案が, 両院のうち最初に付託された院の議長会議によって組織法律が定めている規定を無視していると確認されたときはその法案は議事日程に加えられず, そのことについて政府と議長会議の間で不一致がある場合は, 当該院の議長会議または首相は憲法院に提訴することができる。その場合, 憲法院は1週間の期間内に決定を下す (憲法39条4項)。

最後に, 議員提出法案が法律事項に属さないことについて政府と議会との間で不一致がある場合の憲法院の役割である。

立法手続きの過程において, 議員提出法案または修正案が法律事項に属さないことが明らかになったときは, 政府またはその法案を付託された院の議長は, 不受理を申し立てることができるが, そのことについて政府と当該院の間で不一致があるときは, 憲法院は, 両者のうちのいずれかの請求に対して, 1週間の期間内に決定を下す (憲法41条)。

1) 現行憲法前文 (Préambule de la Constitution du 4 octobre 1958)

フランス人民は、1946年憲法前文により確認され且つ補充された1789年の人権宣言によって定められた人権および民主権の原則ならびに2004年の環境憲章に定められた権利と義務への結びつきを厳粛に宣言する。

共和国は、これらの諸原則および人民の自由な決定の原則によって、共和国に加盟する意思を表明する海外領土に対して、自由、平等および友愛という共通の理念の上に築かれ且つ海外領土の民主的な発展をめざして築かれる新しい制度を提供する。

2) C.C. Décision no. 71-44 D.C. du 16 juillet 1971.

3) 1789年人権宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)

前文 国民議會を構成するフランス人民の代表者は、人権に対する無知、忘却または軽視が、万人の不幸と政府の頹廢の唯一の原因であると考えて、莊嚴な宣言の中に、人間の生まれながらの、不可譲の且つ神聖な権利を示すことを決定した。それは、この宣言を常に社会のすべての構成員に対して示し、彼らに自分の権利と義務を絶えず思い出させるためであり、また立法権および行政権の行為が、すべての政治制度の目的と常に比較されることによって、社会のすべての構成員から一層尊重されるためであり、さらに、今後、単純で争う余地のない諸原則にもとづく市民の要求が、常に憲法の維持とすべての人の幸福に向けられるようにするためである。

従って、国民議會は、最高存在の前で且つその庇護の下に、人および市民の次の諸権利を承認し且つ宣言する。

第1条 人は自由で権利について平等に生まれそして生存する。社会的差別は、共通の利益にもとづかなければ設けることはできない。

第2条 すべての政治的結合の目的は、人の自然的で時効にかからない諸権利を維持することである。これらの諸権利とは、自由、所有権、安全および圧政に対する抵抗である。

第3条 すべての主権の根源は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も明白に国民に由来しない権力を行使することはできない。

第4条 自由とは、他人を害しないあらゆることをなし得ることである。従って、各人の自然権の行使には、社会の他の構成員に対して同一の権利の享有を保障すること以外になんらの限界もない。この限界は、法律によらなければ決定することはできない。

第5条 法律は、社会にとって有害な行為を禁止する権利しかもたない。法律によって禁止されていないすべてのことは妨げられることはない。何びとも法律が命じていないことを行うように強制されることはない。

第6条 法律は一般意思の表現である。すべての市民は、自らまたは自己の代表者を通じて法律の作成に協力する権利を有する。法律は、それが人を保護する場合でも罰する場合でも、すべての人にとって同一でなければならない。すべての市民は法律の前に平等であるから、自己の能力に応じ、自己の徳と才能以外による差別なしに、平等に、すべての公の高い地位、地位および職に就くことができる。

第7条 何びとも、法律に定められた場合でなければ且つ法律が定める手続きによらな

ければ、起訴され、逮捕されまたは拘禁されることはない。恣意的な命令を要請し、公布し、執行させる者は罰せられなければならない。但し、法律にもとづいて召喚されまたは身柄を拘束されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。抵抗した場合は有罪となる。

第 8 条 法律は、厳密に且つ明白に必要な刑罰しか定めてはならず、何びとも、犯罪より以前に制定され、公布され且つ適法に適用された法律によらなければ、処罰されることはない。

第 9 条 すべての人は有罪を宣告されるまでは無罪の推定を受けるから、その人を逮捕することが必要であると判断される場合でも、その身柄を確保するために必要でない過酷なことは厳重に阻止されなければならない。

第 10 条 何びとも、自己の意見の発表が法律によって定められた公の秩序を害しない限り、宗教的意見であっても、その意見のために不利益を与えられてはならない。

第 11 条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。従って、すべての市民は自由に話し、書き、印刷することができる。但し、法律によって定められた場合には、この自由の濫用について責任を負わなければならない。

第 12 条 人および市民の権利の保障は秩序維持機関を必要とする。従って、秩序維持機関はすべての人の利益のために設けられるのであり、それを委託された人の個人的な利益のために設けられるのではない。

第 13 条 秩序維持機関の保全のためおよび行政の費用のためには共通の租税が不可欠である。共通の租税は、能力に応じてすべての市民に等しく割り当てられなければならない。

第 14 条 すべての市民は、自分自身でまたは代表者を通じて公の租税の必要を確認し、公の租税を自由に承認し、その使用を監視し、その割当額、課税基礎、取り立ておよび期間を決定する権利を有する。

第 15 条 社会は、すべての官吏に対してその行政の報告を求める権利を有する。

第 16 条 権利の保障が確保されておらず、権力の分立が定められていないすべての社会は憲法をもっていない。

第 17 条 所有権は侵すことのできない神聖な権利であるから、適法に承認された公の必要が明らかにそれを要求し、正当な事前の補償を条件としなければ、何びとも所有権を奪われることはない。

4) 1946年憲法前文 (Préambule de la Constitution du 27 octobre 1946)

人類を隷属させ且つ墮落させようとした諸制度に対して、自由な人民によって獲得された勝利の直後に、フランス人民は、すべての人が人種、宗教、信条による差別なしに不可譲の且つ神聖な諸権利を有することを改めて宣言する。フランス人民は、1789年の人権宣言によって確立された人および市民の権利と自由ならびに共和国の諸法律によって認められた基本的な諸原則を再確認する。

フランス人民は、さらに、現代特に必要なものとして以下の政治的、経済的、社会的な諸原則を宣言する。法律は、女性に対して、すべての領域において男性と同等な権利を保障する。

フランス憲法院の改革（中村義）

自由のために戦った行為を理由として迫害されたすべての人々は、共和国領土において庇護権を有する。

各人は、勤労する権利と就労の権利を有する。何びとも、その勤労または職務において、出身、意見、信条を理由として権利を侵害されることはない。

すべての人は、労働組合の活動によってその権利と利益を守ることができ、またその選択により労働組合に加入することができる。

ストライキ権は、それを規制している法律の枠内で行使される。

すべての勤労者は、その代表を介して、労働条件の集団的な決定および企業管理に参加する。

その経営が国家公益事業または事実上の独占の性質を有しているかもしくはその性質を獲得した財産および企業は、地方公共団体の所有とならなければならない。

国家は、すべての人々、特に子供、母親および老齢の勤労者に対して、健康の維持、物質的保障、休暇と余暇を保障する。年齢、身体的または精神的状態、経済的状况を理由として労働することができないすべての人は、地方公共団体から生存にふさわしい手段を得る権利を有する。

国家は、国家的な災害に起因する負担の前におけるフランス人の連帯と平等を宣言する。

国家は、子供と大人に対して、教育、職業研修、教養を平等に受けることを保障する。すべての段階における無償の、非宗教的な公教育は国家の義務である。

その伝統に忠実であるフランス共和国は、国際公法規則に従って行動する。フランス共和国は、征服のためのいかなる戦争も企てず、またいかなる人民の自由に対しても決して武力を行使しない。

フランスは、相互性を条件として、平和の組織と防衛にとって必要な主権の制限に同意する。

フランスは、海外領土の人民と共に、人種および宗教による差別なしに、権利と義務の平等に基礎をおく一つの連合を構成する。

フランス連合は、それぞれの文化を發展させ、福祉を増大させ、安全を保障するためにその財源と努力を共有し連携する国家と人民によって構成される。

その伝統的な使命に忠実であるフランスは、フランスが責任を負っている人民を、自らを統治し且つその固有の問題を民主的に管理する自由へと導くことを望む。フランスは、専制にもとづくすべての植民地制度を取り除いて、すべての人に対して、平等に公務に就き得ることおよび上で宣言されまた確認された権利と自由の個人的または集団的な行使を保障する。

5) 2004年の環境憲章 (Charte de l'environnement de 2004)

フランス人民は、次のことを考慮して、以下のとおり宣言する。

天然資源と自然の調和が人類の發展を条件付けたこと、

人間の将来と存在は、自然の環境と切り離せないものであること、

環境は人類の共通の財産であること、

人間は、生活の条件および環境を汚染しない發展に対してますます影響を及ぼすこと、

生物学上の多様性、人間の成熟および人間社会の発展は、消費または生産のやり方および天然資源の行き過ぎた利用によって悪影響を及ぼされること、

環境の保護は、国民のその他の基本的な利益と同様に追求されなければならないこと、永続的な発展を保障するために、現在の要求に応えるための選択は、次の世代および他の人々にとってふさわしい必要を満たすべき能力を危険にさらしてはならないこと。

第1条 すべての人は、調和のとれた且つ健康を尊重する環境の中で生活する権利を有する。

第2条 すべての人は、環境の保護と改善に協力する義務を負う。

第3条 すべての人は、法律により定められた条件で、環境に対してもたらされる可能性のある侵害を防止しなければならずまたその結果を抑制しなければならない。

第4条 すべての人は、法律により定められた条件で、環境に対して引き起こされた損害の修復に協力しなければならない。

第5条 科学的知識の状況に照らして不確実ではあるが、損害の発生が重大で取り返しのつかない方法で環境に悪い影響を及ぼす恐れがあるときは、国家権力は、予防の原則を適用して且つその権限の範囲内で危険を算定する手続きの実行に留意し且つ損害の発生を避けるためにふさわしい仮の措置を講じることに留意する。

第6条 国家の政策は、永続的な発展を促進しなければならない。そのために、国家の政策は、環境の保護と活用、経済的発展と社会の進歩を両立させる。

第7条 すべての人は、法律によって定められた条件と限度において、環境に関して公権力が保持する情報にアクセスする権利および環境に対して影響がある公的な決定の作成に参加する権利を有する。

第8条 環境に対する教育および研修は、この憲章に定められた権利と義務の行使に貢献しなければならない。

第9条 研究と改革は、環境の保全と利用に対する協力を提供しなければならない。

第10条 この憲章は、フランスのヨーロッパ的な且つ国際的な行動を動機づける。

6) cf. Dominique Rosseau: op. cit. p. 97-101.

6. 2008年の憲法改正と2009年の 憲法院についての組織法律の改正

この改正によって、先に指摘した問題の重要な部分、すなわち国民に審査請求権がないという問題および事前の審査を受けなかった法律が国民の権利を侵害した場合の問題が大きく改善された。一定の条件を満たせば、憲法院で事前に合憲性審査を受けなかった法律の規定について、具体的な訴訟において適用された法律規定の違憲性を事後に通常の国民が争うこと

ができるようになった。

フランスにおいて長年の懸案がこの改正によって解決されたということが出来る。

2008年の改正で新設された憲法61-1条の1項は、「裁判機関における審理の際に、法律規定が憲法の保障している権利および自由を侵害していると主張されたときは、憲法院は、コンセイユ・デタまたは破棄院からの移送にもとづいて、この問題について申し立てを受ける」と定めている。合憲性の優先問題（la question prioritaire de constitutionnalité: QPC と略記される）と呼ばれる問題である。

憲法61-1条の適用条件は、組織法律が定める（61-1条2項）とされており、2009年12月10日の組織法律の改正によって憲法院についての組織法律にII-2章（「合憲性の優先問題」という表題で23-1条から23-12条まで）が新設追加された。改正された組織法律は、2010年3月1日から施行された¹⁾。

合憲性の優先問題が憲法院での審査に付されるためには、二重のフィルターを通過しなければならない。最初は下級裁判機関による審査であり、二度目が最高法院（Cour suprême）であるコンセイユ・デタまたは破棄院による審査である。この二つのフィルターを通った後でなければ憲法院での審査がなされることはない。合憲性の優先問題について、直接に憲法院への審査請求が認められたならば、憲法院は機能麻痺に陥ることが明白だからである。

合憲性の優先問題について審査請求するためには、二つの条件を満たしていなければならない。下級審である司法裁判機関または行政裁判機関での具体的な訴訟に対して適用された法律規定が憲法の保障する権利および自由を侵害しているという条件。いま一つは、その具体的な訴訟で適用された法律規定がまだ憲法院での事前の合憲性審査に付されていないかつという条件である。

憲法が保障している権利および自由とは、先に述べた合憲性ブロックが

定めている権利と自由を指す。

合憲性の優先問題については、すべての訴訟当事者 (justiciable) は、行政裁判機関または司法裁判機関における訴訟の際に、そこで適用される法律規定が憲法の保障する権利と自由を侵害していると考えたときは、法律規定の合憲性について異議を申し立てることができる。異議申し立てができるのは、あらゆる訴訟当事者であり、自然人としての市民だけではなく、私法上の法人 (会社, 社団, 組合など)、公法上の法人 (地方自治体など)、訴訟において QPC を主張する固有の利益をもっている第三者も含まれる²⁾。

訴訟当事者は、合憲性の優先問題について憲法院に直接請求することはできない。

訴訟当事者は、コンセイユ・デタまたは破棄院に従属している裁判機関に理由を付した書面により請求理由を提出しなければならず、それに違反したときは請求は受理されない (憲法院についての組織法律23-1 条 1 項)。この請求理由は第一審としての重罪院においては提出することはできず、第一審の重罪院で下された判決に対する控訴の際に書面で提出できる (憲法院についての組織法律23-1 条 4 項)。

請求理由を提出された裁判機関は、直ちに、合憲性の優先問題をコンセイユ・デタまたは破棄院へ伝達するかどうかについて理由を付した判決により裁判する (憲法院についての組織法律23-2 条 1 項)。必ず伝達が行われるわけではない。

コンセイユ・デタまたは破棄院へ伝達を行うためには、次の三つの条件が必要とされる (憲法院についての組織法律23-2 条 2 項)。異議を申し立てられた法律規定が紛争または手続きに適用され、または提訴の法的根拠であること。異議を申し立てられた法律規定が、まだ憲法院判決の判決理由および判決主文において合憲だと認められていないこと。合憲性の優先問題が重大な性質をもっていること。

裁判機関は、訴訟のあらゆる状態において、合憲性の優先問題を付託さ

れたときは、この問題をコンセイユ・デタまたは破棄院へ伝達するかどうかについて優先的に判決しなければならず、その判決は、言い渡しから1週間以内に、訴訟当事者の趣意書および申立書を添えてコンセイユ・デタまたは破棄院に伝達される（憲法院についての組織法律23-2条3項、4項）。

合憲性の優先問題が伝達された場合は、裁判機関は、コンセイユ・デタまたは破棄院の判決を受け取るまで、または憲法院にその問題が付託されたときは憲法院の判決を受け取るまで、判決を延期しなければならないが、予審の進行は中断されず、裁判機関は仮の措置または保全措置を取ることができる（憲法院についての組織法律23-3条1項）。また、個人が訴訟手続きにもとづいて自由を奪われたとき、訴訟手続きが自由の剥奪を終了させる目的をもっていたときは、判決は延期されない（憲法院についての組織法律23-3条2項）。

合憲性の優先問題について、以上の一つ目のフィルターの手続きが終わると、第2段階（二つ目のフィルター）の手続きがコンセイユ・デタまたは破棄院において始まる。

コンセイユ・デタまたは破棄院は、下級裁判機関から合憲性の優先問題についての伝達を受理してから3カ月以内にその問題を憲法院へ移送するかどうかの判断をしなければならないが、先に述べた伝達を行うための3条件が満たされ、且つ問題が新たなものであるかまたは重大な性質を示しているときは憲法院への移送が行われる（憲法院についての組織法律23-4条）。

コンセイユ・デタまたは破棄院は、訴訟のすべての状態において、法律規定が、一方で憲法の保障する権利および自由を侵害していることに対して、他方でフランスが締結している国際協定に違反していることに対して異議を申し立てた請求理由を付託されたときは、合憲性の問題を憲法院に移送するかどうかについて3カ月以内に優先的に判断をしなければならない（憲法院についての組織法律23-5条2項、3項）。コンセイユ・デタま

たは破棄院の判決は、その判決から 1 週間以内に、合憲性の優先問題を伝達した裁判機関に伝えられ、また訴訟当事者に通知される（憲法院についての組織法律23-7条2項）。以上が二つ目のフィルターの手続きである。

以上の二つのフィルターを通過した合憲性の優先問題は、最後に憲法院で審理されることになる。

上の手続きを経て合憲性の優先問題を付託された憲法院は、共和国大統領、首相、国民議会議長およびセナ議長に直ちに答申し、この 4 者は憲法院に付託されている合憲性の優先問題についての意見を憲法院に届ける（憲法院についての組織法律23-8条1項）。

憲法院は、合憲性の優先問題を付託されてから 3 カ月以内に判決することになり、訴訟当事者（実際は当事者の弁護士³⁾ は、公開法廷で、対審において直接に意見を述べるのであるが、憲法院の内部規則が定めている例外の場合には公開は制限される（憲法院についての組織法律23-10条）。憲法院の院長は、当事者の請求によりまたは職権で、公の秩序のために、または未成年者の利益もしくは人のプライバシーの保護の観点から必要な場合には、法廷の公開を制限することができるが、これらの理由のために例外としてでなければ非公開を命じることはできない（合憲性の優先問題について憲法院で行われる手続きに関する2010年2月4日の内部規則8条3項）。

QPC という新しい任務が憲法院に付与されるようになってから、憲法院での判決件数はかなり増大している（後掲「組織法律、通常法律、QPC. の審査結果」の表参照）。

憲法院に公開法廷が認められたのは、合憲性の優先問題についての意見陳述に限られているが、公開は今度の改革が始めてである。公開は憲法院のサイト上にビデオ録画による方法が採られている（下記の憲法院の公開法廷の写真）。

先に触れたように、憲法院裁判官は、就任に際して共和国大統領の前で宣誓をしなければならず、その宣誓内容の中に「合議および票決の守秘義

フランス憲法院の改革（中村義）



〈憲法院の公開法廷〉

テーブルの周りに9人の憲法院裁判官が座っている。正面奥に座っている3人のうち中央が院長。



〈憲法院の公開法廷〉

裁判官席に向かってコンセイユ・デタの裁判官が意見を述べているところ。
(いずれも憲法院サイトのビデオから)

務」が定められているから、合憲性の優先問題については当事者が意見を述べる場合に限って公開が認められている。合憲性の優先問題についての裁判官の合議および票決は非公開である。従って、憲法院の判決には合議に参加した裁判官の氏名は公表されているが、誰が賛成で、誰が反対かの表記はない。これは、法律の事前審査についても同様である。

判決の言い渡しは、公開の法廷で行われ、判決は官報に登載される。

合憲性の優先問題に対する判決にも当然判決理由が付され、判決は、訴訟当事者に通知され、コンセイユ・デタおよび破棄院に伝達され、必要な場合には合憲性の優先問題が提訴された裁判機関にも伝達される（憲法院についての組織法律23-11条）。

事前審査に付された組織法律および通常法律を憲法違反とする憲法院判決の効力については既にみたとおりである。

合憲性の優先問題について憲法61-1条を根拠として、憲法院によって憲法違反であるとされた法律の規定は、憲法院判決の公表のときからまたはその判決が定めている日から廃止される（憲法62条2項）。日本の場合と違って、非常に明快である。

- 1) Conseil constitutionnel の公式サイトから QPC の項目によると、2009年に改正された憲法院についての組織法律は2010年3月1日から施行となっている。QPC に対する憲法院での最初の判決は2010年5月28日に行われた。憲法院のサイトから Les Décision を選びその中の Accès par date、2010の項目による。この判決は、2010年4月14日にコンセイユ・デタの理由を付した判決 (décision no. 336753 du 14 avril) により憲法院に付託され、5月25日に憲法院の公開法廷で当事者が意見を述べ、5月27日に憲法院での合議が行われ、判決は5月28日に公開法廷で言い渡された。官報登載は5月29日。
- 2) Dominique Rousseau : op. cit., p. 243.
- 3) Dominique Rousseau : op. cit., p. 255.

〈憲法院における組織法律，通常法律，QPC. の審査結果〉

（憲法院の公式サイト上の Les décisions; accès par date 2008, 2009, 2010, 2011 にもとづいて集計）

2008年度（1月～12月）全審査件数：140*①

	組織法律	通常法律
全 数	1	9
合 憲	1 (100%)	3 (33%)
一部違憲	0	6 (67%)

*①2007年6月に国民議会議員の総選挙が行われたので、2008年度的全審査件数140のうちに115件の選挙争訟が含まれている。

2009年度（1月～12月）全審査件数：49

	組織法律	通常法律
全 数	6	17
合 憲	3 (50%)	4 (24%)
一部違憲	3 (50%)	13 (76%)

2010年度（1月～12月）全審査件数：107*②

	組織法律	通常法律	QPC
全 数	9	12	62
合 憲	7 (78%)	5 (42%)	38 (61%)
全部違憲	0	0	10 (16%)
一部違憲	2 (22%)	7 (58%)	5 (8%)
棄 却	0	0	9 (15%)

*②2009年度的全審査件数49に2010年度のQPC 審査件数62を加えると、ほぼこの数になる。

2011年度（1月～12月）全審査件数：145

	組織法律	通常法律	QPC
全 数	7	15	110
合 憲	5 (71%)	2 (13%)	78 (71%)
全部違憲	0	1 (7%)	16 (15%)
一部違憲	2 (29%)	12 (80%)	14 (12%)
棄 却	0	0	2 (2%)

結

フランス憲法院における法律の合憲性審査についてみてきたが、憲法院が、法律についての事前審査の場合にも、合憲性の優先問題についての事後審査の場合にも、法律を全部違憲または一部違憲とした判決は日本の場合と較べて随分多い（前掲「組織法律，通常法律，QPC. の審査結果」の表参照）。

2010年度の組織法律と通常法律の全判決件数21件のうち違憲判決は9件（43%），それに QPC を加えると全判決件数83件のうち違憲判決は24件（29%），2011年度は組織法律と通常法律の全判決件数22件のうち違憲判決は15件（68%），QPC を含む全判決件数127件のうち違憲判決は45件（35%）である。

日本の場合これまで最高裁判所で下された違憲判決は，法令違憲が8件，適用違憲が12件で合計しても20件に過ぎない。

また法律規定を違憲とした判決の効果についても，フランスと日本では異なっている。フランスにおける違憲判決の効果については本文中で述べたとおりである。

日本の場合は，違憲とされた法律規定は直ちに法律から削除されるのではない。例えば，刑法200条の尊属殺の規定は，最高裁判所によって1973年に憲法違反と判決されたが，その規定が刑法から削除されたのは1995年になってからであった。

何故このようないくつかの違いが生じるのかについては，種々の理由が考えられるが，それは推測に過ぎず，科学的な論証ができないから，ここでは結論を述べないことにする。

憲法院裁判官の任命については本文中で述べたとおりである。それ以外のフランスの裁判官の任命については，4の注3）（憲法65条の司法官職高等評議会）を参照してもらいたい。日本の場合，司法権の担当者である裁判

官は、実質的には、行政権を担当している内閣によって任命されている（日本国憲法6条2項, 79条1項, 80条1項）。フランスの場合とはかなり異なっている。日本における司法制度の重要な問題の一つは、裁判官（特に最高裁判所の裁判官）の任命方法にあるといえる。この点での改革がなされない限り、国民の権利を守るための司法権からはほど遠い状況が続くといえるのではないかと考える。